

消費者庁食品表示課 意見募集担当 様

玄米及び精米品質表示基準に関する意見

今般意見募集が行われている「玄米及び精米品質表示基準」について、当会は昨年(2009年)12月にも意見書を提出したところであるが、補足と追加の意見を述べたい。

まず昨年の意見内容を再掲する。

消費者庁長官 内田俊一 殿

消費者委員会委員長 松本恒雄 殿

この度農林水産省から貴庁へ所管が移されましたJAS法における「玄米及び精米品質表示基準」についての要望

1. 単一銘柄米の「3点セット」表示の妥当性について

JAS法「玄米及び精米品質表示基準」によれば、国産精米は、農産物検査法による証明米でなければ「産地」「品種」「産年」のいわゆる3点セットの表示ができないとされています。しかしながら、JAS法の表示に農産物検査法による証明を必要とすることは、次の理由により妥当とはいえず、米表示の透明性確保の観点から見直しが必要と考えます。

- (1) 農産物検査により証明された「玄米」は、精米すると検査が失効し、農産物検査法に基づく表示はできません。3点セット表示が失効した証明を根拠にすることは不相当と考えます。
- (2) 農産物検査では「一等」～「三等」「規格外」の4等級に格付けされます。しかし3点表示では、規格外米か一等米かにかかわらずまったく同じ表示がなされ、消費者には原料米に関する情報が届かず不透明です。
- (3) 現行農産物検査は目視検査のため「産地」「品種」「産年」の識別が検査員には不可能であるにもかかわらず、生産者の申告どおりに記載を認めるだけであり、表示の根拠として弱いこと。
- (4) 農産物検査法については、その不必要に厳しすぎる「着色粒規格」が過剰な農薬散布を助長しているとして、秋田・岩手両県議会を初めとする複数の

市町村議会、消費者団体等が規格規程の見直しを求めています。また、「米の検査規格の見直しを求める会」が先ごろ実施した消費者・生産者アンケート、および政党アンケートからも同法の見直しを求める声が強く出されています。同法をJAS表示の根拠とすることは甚だ不適當と言わざるを得ません。

2. 複数原料米（ブレンド米）について

複数原料米については表示制度の信頼性を担保できない以下の重大な問題があります。

1) 原料米の確認が困難です。

「複数原料米・国内産・10割」との簡略表示が許されていることにより、国内産であれば古米、古古米、ふるい下米、餌米、加工用米、米粉用米を混入しても無表示で良く、違法にならないのは不合理です。しかも、ふるい下米には米トレーサビリティ法の効力がなく確認する手段がまったくありません。

2) 割合表示が正しいかを確認する方法が現行制度にはありません。

3) 産年表示は任意とされ、古米使用の情報が提供されません。

なお、未検査米に産年表示ができないことも合理的とはいえません。

4) 「ふるい下米」の混米が野放しになっています。

複数原料米には「ふるい下米」が混入される場合が相当多くありますが、現行のJAS法精米表示基準にはふるい下米に関する規定がないため、混米が野放しになっています。

ふるい下米は農産物検査で規格外以下に相当する品位のコメであり、米トレーサビリティ法による経路追跡も不可能です。消費者にとっては食味の劣るふるい下米が商品に混米されても外観から判別することが不可能など多くの問題を抱えています。その一方で、低価格米を求める声に応えるとの名目で安いふるい下米を格上げ混米する一部の米流通業者にとっては不当な利益の温床となっています。

このように現行の「複数原料米」表示は消費者にとって正しい情報にもとづく選択権の保障が担保される制度にはなっておらず、不利益をもたらすものと思われま

よって以下の要望をいたします。

要望事項

○玄米及び精米品質表示基準関係

- 1, 「玄米及び精米品質表示基準」第4条（表示の方法）(2) のア（国産品にあつては、農産物検査法8昭和26年法律第144号）による証明）を削除し、現行農産物検査法に拠らない証明とすること。
- 2, 同イの「国産品にあつては『国内産△割』と」を削除し、ブレンドした原料米の産地、品種、産年、割合をそれぞれ表示すること。
- 3, 同基準第5条（表示禁止事項）の（2）、（3）、（5）を削除する。
- 4, その他現行の農産物検査法とJAS法を結びつける項目、規定などはすべて削除する。
- 5, 流通するすべての精米に産地・産年・品種の「3点セット」表示を実施すること。
米の農産物検査が廃止されるまでの間、未検査米にも、単一銘柄米の「3点セット」表示を実施すること。
- 6, 「複数原料米」表示は、安い米を混ぜて高く売る「格上げ混米」を防ぐため、「ブレンド米認定販売者」制度を設け、認定に必要な技量を有する販売者に認めること。
- 7, 平時においては主食用米は整粒のみを使用し、ふるい下米の混米を禁止すること。
- 8, そのため、同基準第2条（定義）に、「整粒」と「ふるい下米」に関する定義及び基準となる網目幅を定めること。
- 9, 主食用米の不足等、やむを得ず、ふるい下米を混米する場合は、「ふるい下米使用」とその割合表示を義務付けること。
ご参考：ふるい下米は加工用に適しており、食料自給率向上に大切な「食糧」と位置づけ、有効活用を図るべきです。
- 10, 同基準備考4を削除すること。

○新たな品質表示基準関係

- 11, 食品に農薬使用状況の表示を義務づけること

平成21年12月

米の検査規格の見直しを求める会

生き物共生農業を進める会・反農薬東京グループ・ネットワーク農縁・食政策センター ビジョン21・提携米研究会・日本不耕起栽培普及会・主婦連合会・日本消費者連盟・日本有機農業研究会・日本消費者連盟関西グループ・全日本農民組合連合会・お米の勉強会・各務原ワークショップ・日本雁を保護する会・市民の大豆食品勉強会・茨城アイガモ水田トラスト・安全な食べものネットワーク オルター・長野県有機農業研究会

今回、さらに、次の2点について補足と追加意見を述べたい。

1. ふるい下米と整粒の定義について

「ふるい下米〇〇割使用」と表示するには、ふるい下米とは何かの定義が必要であろう。しかし品種によって粒径が異なるため、統一した「ふるい目幅」を定めるのは困難である。これに対し、一定の容積あたり重量を表す「容積重」は測定が容易でかつ実際の取り引きに用いられており、品質を表す実用的な指標であることから基準指標として採用することを提案する。

現在、特定米穀の取り引きでは、1升あたり重量を示す「匁（もんめ）」を単位とした容積重が用いられている。これをメートル法に換算し、1リットルあたりグラム数を基準値として定め、基準値より上を「整粒」、下を「ふるい下米」とすべきである。

基準値の例、1.80mm相当の場合 $385 \text{ 匁} / \text{升} = \mathbf{【800 \text{ g} / \text{リットル}】}$

2. 「産地」の証明について

今回貴庁が公表した改正案は、玄米の「産地」の証明を農産物検査法以外に、米トレーサビリティ法の産地情報を根拠に加えるよう見直すものである。しかしながら「生鮮食品品質表示基準」では、米トレサ法施行以前から、未検査米であっても産地表示が可能であった。消費者向けに袋詰めされた精米には「玄米及び精米品質表示基準」が適用され、業務用や加工食品原料米には「生鮮食品品質表示基準」が適用されるのは二重基準ではないか。「玄米及び精米品質表示基準」を「生鮮食品品質表示基準」に統合し、整合性を図るべきである。